

## 瀬戸市市民活動災害補償制度取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、瀬戸市内に活動の拠点を置く市民団体が行う市民活動中の事故について、瀬戸市市民活動災害補償制度（以下「災害補償制度」という。）をもって補償することにより、市民活動の健全な発展を図るとともに地域社会の振興に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民団体 市民等（市外居住者を含む。）により自主的に構成され、瀬戸市内に活動の拠点を置く非営利活動団体
- (2) 指導者 市民団体において、市民活動の計画立案及び運営の指導的地位にある者又はこれに準ずる者
- (3) スタッフ 市民団体の構成員、指導者の補助員等市民活動の実施に伴ってその運営に従事する者
- (4) 参加者 市民活動に実際に参加する者（観覧者を除く。また施設・サービスの単なる利用者は対象外とする。）
- (5) 市民活動 市民団体が行う別表に定める活動で、自由意思で行う継続的、計画的又は臨時の公共性のある直接的な活動及び瀬戸市（瀬戸市の外郭団体を含む。）が行う事業に、市民等が無報酬（費用弁償を除く。）で参加する活動。ただし、特定の政党若しくは宗教に係る活動又は営利を目的とする活動は除く。
- (6) 賠償補償対象者 瀬戸市、瀬戸市が出資した法人又はこれに準ずる団体、市民団体、市民活動の指導者及びスタッフ
- (7) 賠償事故 第7条第1号の事故をいう。
- (8) 傷害補償対象者 市民活動の指導者、スタッフ及び参加者
- (9) 傷害事故 第7条第2号の事故をいう。
- (10) 特定疾病事故 第7条第3号及び第4号の事故をいう。

### (保険契約による制度の保全)

第3条 瀬戸市は、災害補償制度を保全するための手段として、損害保険会社との間で瀬戸市（賠償責任保険については、賠償補償対象者）を被保険者とする保険契約（以下「保険契約」という。）を締結する。

(団体の登録)

第4条 災害補償制度による補償を受けることを希望する団体は、瀬戸市市民活動災害補償制度に係る市民団体登録申請書（第1号様式）により、市長へ事前に登録を行うものとする。

(団体の登録内容変更)

第5条 前条の規定により登録を行った団体について、団体名等の登録事項に変更が生じた場合は、瀬戸市市民活動災害補償制度に係る市民団体登録変更届（第2号様式）により、速やかに市長へ報告するものとする。

(団体の登録取消)

第6条 第4条の規定により登録を行った団体が、登録を取り消す場合は、瀬戸市市民活動災害補償制度に係る市民団体登録取消届（第3号様式）により、速やかに市長へ報告するものとする。

(補償対象事故)

第7条 災害補償制度の対象となる事故は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 賠償補償対象者が、市民活動中に他人の生命若しくは身体を害し、又は他人の財物を滅失若しくはき損若しくは汚損した場合において、法律上の賠償責任を負担することによって損害を被る事故
- (2) 傷害補償対象者が、市民活動中（指導者に関しては、客観的資料により市民活動の開催日時、場所、出席者又は出席予定者が確認できる場合における、開催場所と自宅との通常の往復経路途上は市民活動中とみなす。以下この条において同じ。）に発生した偶然な事故、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒、熱中症又は腸管出血性大腸菌感染症により傷害を負った事故又は事故の発生日からその日を含めて180日以内に死亡若しくは後遺障害が発生した事故
- (3) 傷害補償対象者が、市民活動中に急性心疾患（心筋梗塞、急性心不全等をいう。）又は急性脳疾患（くも膜下出血、脳内出血等をいう。）を原因として、死亡した事故又は病院に搬送され、そのまま退院することなく発症日からその日を含めて30日以内に死亡した事故
- (4) 傷害補償対象者が、市民活動中に疾患（前2号に規定する疾患を除く。）を発症し、発症してから24時間以内に死亡したことが医師の診断により明らかであって、かつ、死亡原因となる疾患名が特定できる事故で、第3条の規定により締結した保険契約により補償される事故（急性アルコール中毒及び麻薬中毒その他公序良俗に反する行為により発症したも

のを除く。)

(適用除外)

第8条 賠償事故のうち、直接であるか間接であるかを問わず、賠償補償対象者が次に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害は、災害補償制度による補償は適用しないものとする。

- (1) 賠償補償対象者の故意
- (2) 戦争（宣戦の有無を問わない。）、変乱、暴動、騒じょう及び労働争議
- (3) 地震、噴火、洪水、津波又はこれらに類似の自然変象
- (4) 日本国外の裁判所において提起された損害賠償請求訴訟に係る賠償責任
- (5) 賠償補償対象者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任
- (6) 賠償補償対象者が業務に従事中に被った身体傷害（傷害に起因する死亡を含む。）によって生じた賠償責任
- (7) 賠償補償対象者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- (8) 施設の新築、改築、修理、取り壊し、その他の工事に起因する賠償責任
- (9) 航空機、昇降機、自動車又は施設外における船若しくは車両（原動力が専ら人力である場合を除く。）若しくは動物の所有、使用若しくは管理に起因する賠償責任
- (10) その他第3条の規定により締結した保険契約によって補償されない賠償責任

2 傷害事故のうち、次の各号のいずれかに該当する場合は、災害補償制度による補償は適用しないものとする。

- (1) 傷害補償対象者又はその法定代理人による故意若しくは重大な過失又は法令違反による事故
- (2) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動（群衆又は多数の者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいう。）による事故
- (3) 地震、噴火又はこれらによる津波
- (4) 核燃料物質（使用済燃料を含む。以下同じ。）又は核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む。）の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性による事故
- (5) 傷害補償対象者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為による事故
- (6) 傷害補償対象者が法令に定められた運転資格を持たないで自動車若しくは原動付自転車（以下「自動車等」という。）を運転している間又は酒に

酔った状態（アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいう。）で自動車等を運転している間若しくは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間に生じた事故

- (7) 傷害補償対象者が既往症として罹患していた疾病による事故
- (8) 傷害補償対象者の妊娠、出産、早産若しくは流産又はこれらに係る外科的手術その他の医療処置による事故
- (9) 大気汚染、水質汚濁等の環境汚染による事故（環境汚染の発生が不測かつ突発的である場合を除く。）
- (10) 傷害補償対象者が頸部症候群（いわゆる「むちうち症」をいう。）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの（当該症状の原因のいかんを問わない。）
- (11) 労働者災害補償保険法又はその他日本国の労働災害補償法令に基づく補償部分に該当する事故
- (12) その他第3条の規定により締結した保険契約に定める事由による事故

（賠償責任事故のてん補限度額、免責金額）

第9条 賠償責任事故のてん補限度額は、次の各号に掲げる事故に応じ、当該各号に掲げる額を限度とする。

- (1) 他人の身体に損害を与え、市民団体又は指導者等が法律上の賠償責任を負った事故（以下「身体賠償事故」という。）1名につき1億円又は1事故につき1億円。ただし、製造、販売若しくは提供した財物が引き渡された後に、その財物の欠陥に起因して発生した事故又は作業の結果に起因して発生した事故（以下「生産物事故」という。）については、保険契約により補償される金額
  - (2) 他人の財物に損害を与え、市民団体又は指導者等が法律上の賠償責任を負った事故（以下「財物事故」という。）1事故につき1億円。ただし、生産物事故及び一時的に他人の財物を借用した場合において当該借用物を損壊し、紛失し、又は盗取されたことによる事故においては保険契約により補償される金額
- 2 前項各号に定める事故については、1事故あたりの免責金額を0円とする。

（死亡補償金）

第10条 傷害補償対象者が死亡した場合において、傷害事故のときは300万円、特定疾病事故のときは50万円を支払うものとする。ただし、既に存

在している身体障害又は疾病、傷害事故若しくは特定疾病事故以外の原因による身体障害又は治療を怠った等、この額を支払うことが公平ではないと認められるときは、その影響がなかったときに相当する金額に調整する（以下当該ただし書の規定は、次条及び第12条に準用する。）。

（傷害事故の後遺障害補償金）

第11条 傷害補償対象者が傷害事故に起因して当該事故の発生日からその日を含めて180日以内に後遺障害を生じたときは、その者に対し後遺障害補償金を支払うものとする。

2 後遺障害補償金は一時金とし、その額は、後遺障害の程度により300万円に保険契約に定められた割合を乗じて得た額とする。

（傷害事故の入院補償金等）

第12条 傷害補償対象者が傷害事故に起因して負傷した場合には、その者に対し入院補償金、手術補償金又は通院補償金を支払うものとする。

2 入院補償金又は通院補償金は、当該入院又は当該通院して治療に要した日数1日につき次の各号に掲げる補償金の区分に応じ、当該各号に掲げる額とし、入院補償金にあつては事故の発生日からその日を含めて180日を限度とし、通院補償金にあつては事故の発生日からその日を含めて180日までの間において90日を限度とする。この場合において、手術に係る補償金にあつては、1回の手術に限り支払うものとし、入院補償金に保険契約に定められた倍率を乗じて得た額とする。

(1) 入院補償金 入院1日につき3,000円

(2) 通院補償金 通院1日につき2,000円

（事故報告）

第13条 災害補償制度の適用を受けようとする者は、市民活動中に事故が発生したときは速やかに災害補償制度事故報告書（第4号様式。以下「事故報告書」という。）に登録代表者の署名を受け、市長に報告する。

（事故の判定）

第14条 市長は、前条の事故報告書が提出された場合は、当該事故について調査し、補償の適否を認定するため、事実関係を審査する必要があると認めるときは、災害補償制度事故判定委員会（瀬戸市市民活動災害補償制度事故判定委員会規約（平成23年4月1日施行）に規定する委員会をいう。以下「判定委員会」という。）に諮るものとする。

- 2 市長は、当該事故が補償の対象であると認定した場合には、事故報告書の写しに判定結果を記載し、速やかにその結果を保険会社に通知するものとする。
- 3 市長は、当該事故が補償の対象ではないと認めたときは、その旨を前条の規定により事故報告書を提出した者に通知するものとする。
- 4 判定委員会に関することは別に定めるものとする。

(補償金の請求)

- 第15条 賠償事故にかかる補償金の請求は、賠償補償対象者と被害者との間で法律上の問題が解決した後、賠償補償対象者が市長に行うものとする。
- 2 傷害事故において死亡した場合及び特定疾病事故にかかる補償金の請求は、死亡の場合は傷害補償対象者の法定相続人が、生存の場合は傷害が完治した後当該傷害補償対象者が、市長に行うものとする。

(補償金請求書類の審査)

- 第16条 市長は、前条の規定による補償金請求書が提出された場合は、その内容を審査し、保険契約を締結した損害保険会社が求める全ての必要書類を提出して保険金請求を行う。

(補足)

- 第17条 この要綱に定めるもののほか、市民活動補償制度については、保険契約に適用される約款及び特約条項の規定を準用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別 表（第2条関係）

市民活動の区分	具体例
1 社会教育活動	スポーツ・レクリエーション活動 （ソフトボール、バトミントン、卓球、テニス、水泳、バレーボール、サイクリング、キックベースボール、野球、ボーリング、スキー、オリエンテーリング、ハイキング、サッカー、駅伝大会、歩こう会、ラジオ体操、ゲートボール、グランドゴルフ、マラソン大会、キャンプ、たこあげ大会、身障者スポーツ大会、健康体操等各種スポーツ、スポーツ大会応援）、学術・文化・芸術活動 （料理、コーラス、コンサート、映画上映、絵画、華道、茶道、吟剣詩舞道、民謡おどり、カラオケ、ダンス、短歌、俳句、盆栽、邦楽、謡曲、演劇、各種学習、講座、社会見学、講演会、講習会、研修会、研究会）等の活動及びこれらのための準備活動
2 社会福祉・社会奉仕活動	社会福祉施設援護活動（建物の修理、樹木等の手入れ、清掃、リハビリテーション訓練の手伝い、行事手伝い、習い事指導、慰問、理容、美容、マッサージ、通園の送迎の介助、託児、カウンセリング、点訳、リーディングサービス、手話）、健康増進事業に関する活動（ウォーキング、筋力トレーニング）、在宅高齢者、身障者等のホームヘルプ、ガイドヘルプ、手話通訳、災害ボランティア活動、就労・社会復帰のため

	の援護等の活動及びこれらのための準備活動
3 青少年健全育成活動	子ども会、ボーイ・ガールスカウト、地域の青年会等の指導育成活動、家庭・地域図書活動、非行防止パトロール等の活動及びこれらの準備活動
4 市主催事業等への参加・手伝い	防災訓練、消防訓練、観光案内、市主催の社会教育講座、講演会、映画会等の活動及びこれらの準備活動、上記活動を行う市民団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助活動
5 市民団体の管理下における地域社会活動	防犯活動、防火・防災活動、清掃活動、緑化活動、リサイクル活動、交通安全活動、不法駐車駐輪追放活動、違反広告物除去活動、害虫防除・駆除の環境衛生活動、献血奨励・住民検診手伝いなどの地域保健衛生活動、福祉活動、社会教育活動、まちづくり推進活動、スポーツ・レクリエーション及び学術・文化・芸術活動（ソフトボール、バトミントン、卓球、テニス、水泳、バレーボール、サイクリング、キックベースボール、野球、ボーリング、スキー、オリエンテーリング、ハイキング、サッカー、駅伝大会、歩こう会、ラジオ体操、ゲートボール、グランドゴルフ、マラソン大会、キャンプ、たこあげ大会、身障者スポーツ大会、健康体操等各種スポーツ、スポーツ大会応援、料理、コーラス、コンサート、映画上映、絵画、華道、茶道、吟剣詩舞道、民謡おどり、カラオケ、ダンス、短歌、

	<p>俳句、盆栽、邦楽、謡曲、演劇、各種学習、講座、社会見学、講演会、講習会、研修会、研究会)、人権擁護及び平和活動、国際交流・協力活動、男女共同参画促進活動、青少年育成活動、情報化社会及び科学技術の振興を図る活動、雇用の促進等経済の活性化を図る活動、消費者の保護を図る活動、盆踊り、地域まつり、運動会、研修会、募金活動、地域力向上アクションプランに基づく活動等の活動及びこれらのための準備活動、上記活動を行う市民団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動</p>
--	--